

一般質問発言通告書

平成 27 年 11 月 24 日
午 時 分受付
(通告書 枚)No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 27 年 11 月 24 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 宇野 信子 印

質問事項	要 旨	答弁者
1 地域交流センター基本計画について	<p>平成 22 年に策定された地域交流センター基本計画は計画期間が平成 27 年度までで、今年度計画の見直しを行うことになっています。そこで以下の点を伺います。</p> <p>(1) 計画を策定した目的、計画の概要</p> <p>(2) 目的・目標の達成度の点検・評価状況</p> <p>(3) 次期計画の策定、今後の進め方</p>	市長 担当部長
2 障害を理由とする差別解消の推進について	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月に施行されます。法では「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」と定められています。そこで以下の点について見解を伺います。</p> <p>(1) 市立幼稚園の募集要項における「集団生活をするにあたり大きく支障のない幼児」という記述</p> <p>(2) 小中学校の特別支援教育における個別指導計画の取り組み状況、保護者との共有</p> <p>(3) 障害者の雇用促進に積極的な事業者の誘致</p>	市長 担当部長 教育長

<p>3 水道料金の見直しについて</p>	<p>上下水道審議会の答申が出されました。水道料金の大幅な値上げが検討されています。そこで以下の点について見解を伺います。</p> <p>(1) 答申の料金見直し案における基本料金と従量料金の割合根拠</p> <p>(2) 県の受水費の状況と、値下げ要望の取組み</p> <p>(3) 沿線開発を進めることにより生じる工事費、維持管理費の増大の影響</p> <p>(4) 料金未納者に対する対応</p> <p>(5) 低所得世帯、障がい者世帯等への減免</p> <p>(6) 料金見直しの今後の進め方</p>	<p>市長 担当部長</p>
<p>4 農業委員会に農地転用を申請していた業者と市長の関係について</p>	<p>市内にある業者と旅行で会食したとのことだが、その業者が申請していた水守のソーラーシェアリングの農地転用に関して、農業委員会の決定が市長に報告された経緯及びその業者との関係について伺います。</p>	<p>市長 農業委員会</p>
<p>5 総合運動公園に関する懇談会について</p>	<p>市内 20 か所で開催された懇談会について、市長は 5 月の臨時議会で「ただ単に説明をする場ではなくて、市民の皆さんからできるだけ多くの意見を聞きたいということで、懇談会にさせていただいた」と説明されました。そこで、懇談会に出た市民意見の記録と活かし方について伺います。</p>	<p>市長 担当部長</p>

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。